

三鷹市コミュニティ創生基本方針

令和6（2024）年3月

三鷹市

はじめに

三鷹市では、昭和46（1971）年の第2次中期財政計画によるコミュニティ・センター構想発表を皮切りに、「コミュニティ行政」を市の主要な政策として推進してきました。これまで積み重ねてきた様々なコミュニティの活動や市との協働による取組は、市民生活を豊かなものとし、市の施策展開においても不可欠なものとなっています。人と人とのつながりであるコミュニティは、持続可能なまちづくりに不可欠です。一人ひとりが異なる価値観や生活スタイルを持つ中で、それらの違いを超えたつながりや連携を育んでいくことは、市民の暮らしに生きがいや充実感を生み出すとともに、地域の課題解決や福祉向上の大きな力になると考えます。

しかし現在、地域のコミュニティは、生活様式や価値観の多様化、さらには高齢化の進展等により、無関心層の増加や、コミュニティ間、世代間の分断が生じ、組織の維持や活動継続の難しさが顕在化してきています。

そこで、市では次世代やその先の未来を見据え、市や関係団体などにおける施策や活動の指針となるよう、コミュニティ行政の新たな展開の方向性を示す「コミュニティ創生基本方針」を策定することといたしました。

本方針では、これまでのコミュニティ行政の取組を振り返るとともに、現状分析や課題の特定を行い、目指すべき「今後のコミュニティ行政の基本となる考え方」を示した上で、それらを具現化していくための第一歩となるよう、4つの「**施策の柱**」として「**施策1 コミュニティ・センターの在り方の見直しに向けた検討**」「**施策2 住民協議会の組織改革に向けた検討**」「**施策3 デジタル技術の活用**」「**施策4 中間支援機能の強化**」を提示しました。

当方針の策定に当たっては、各住民協議会が発行する周年記念誌や、NPO法人三鷹ネットワーク大学での「まちづくり研究員」や「まちづくり総合研究所」の研究成果を参考にさせていただいたほか、三鷹市住民協議会在り方検討委員会、三鷹市市民参加でまちづくり協議会、地域のコミュニティ団体関係者、庁内関係部署、学識の先生方などと議論や意見交換をさせていただきました。多くの皆様に温かくご指導いただき、方針の策定を支えていただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

今後も、この方針を出発点として、市民や関係団体の皆様と話し合いを重ねながら、具体的な施策を推進して参ります。市も皆様とともに全力で取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6（2024）年3月

三鷹市長 河村 孝

三鷹市コミュニティ創生基本方針 目次

第1章 方針の基本的事項	P1
1.1 方針策定の経緯	P2
1.2 方針の目的	P4
1.3 方針の位置づけ	P4
第2章 三鷹市のコミュニティ行政の総括	P5
2.1 コミュニティ行政のあゆみ	P6
(1) コミュニティ再生	P6
(2) 参加と協働	P7
(3) コミュニティ創生	P8
2.2 コミュニティ行政に関わる主体や施策	P9
(1) 住民協議会	P9
① 住民協議会	P9
② 事務局体制	P10
(2) コミュニティ・センター	P10
(3) 町会・自治会	P14
(4) 地区公会堂	P14
(5) テーマ型コミュニティ	P17
① 市民活動・NPO 活動	P17
② 社会教育・生涯学習	P18
③ スクール・コミュニティ	P19
2.3 これまでのコミュニティ行政の総括	P21
第3章 三鷹市におけるコミュニティの現状	P23
3.1 将来人口推計	P24
3.2 市民の地域活動の現状	P27
(1) 取組状況	P27
(2) 参加する条件	P28
(3) 住民協議会	P29
(4) 町会・自治会	P31
(5) 市民活動（テーマ型コミュニティ）の状況	P34
3.3 コミュニティ施設の現状	P36

(1) 利用状況	P 36
①コミュニティ・センター	P 36
②地区公会堂	P 38
(2) 工事・修繕状況	P 40
3.4 マチコエによる政策提案	P 41

第4章 コミュニティ行政の課題 P 45

第5章 今後のコミュニティ行政の基本となる考え方 P 49

5.1 現代都市におけるコミュニティ	P 50
5.2 コミュニティの社会的機能	P 51
(1) 地域での「顔見知り関係」の構築	P 51
(2) 共助の主体としての機能	P 51
(3) 市民自治の主体としての機能	P 51
(4) 地域の意見・意思の伝達機能	P 51
(5) 市民参加の主体としての機能	P 52
(6) 協働の主体としての機能	P 52
(7) 地域の文化や伝統の伝承機能	P 52
5.3 住民協議会	P 52
5.4 町会・自治会	P 52
5.5 テーマ型コミュニティ	P 53
5.6 コミュニティ住区の範囲	P 53
5.7 コミュニティ活動の拠点	P 53
(1) 総論	P 53
(2) コミュニティ・センター	P 54
(3) 地区公会堂	P 55
(4) 市民協働センター	P 55
(5) 学校施設	P 55
5.8 多様なコミュニティが生まれ、連携・成長していく仕組み	P 56

第6章 今後のコミュニティ行政の施策の柱 P 57

施策1 コミュニティ・センターの在り方の見直しに向けた検討	P58
施策2 住民協議会の組織改革に向けた検討	P58
施策3 デジタル技術の活用	P59
施策4 中間支援機能の強化	P60

資料編 P 61